

9 第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント（別添4）

（令和2年月日記）載）

今回は、丁寧な調査をして頂きありがとうございました。今回の調査は、普段支援している私たちでは、なかなか気づかないことを、第三者の視点から調査していただくことで、改めて気づかされることが多くありました。法人の理念や基本方針等について職員全員に周知されていないことや、地域の福祉ニーズへの積極的な取り組みが不足していることなど、再認識することができました。

今回の第三者評価結果を真摯に受け止め、改善に向けた取り組みを、出来るところから取り入れたいと考えています。

- * 公表の同意をした場合は、評価機関に、電磁的に作成し電磁的に保存した媒体及び当該媒体を出力した書面（署名及び押印をすること。）を提出すること。
- * 評価機関は、福祉サービス事業者から提出のあった当該書面を県へ提出すること。

社会福祉法人からし種の会
障害者グループ共同体